

社会福祉法人みちのく協会行動計画

職員が仕事と子育て私生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間

内 容

目標1	職員の配偶者が出産したとき、特別休暇2日間を完全に取得するように促進する。
-----	---------------------------------------

(対策)

平成29年6月～ 職員会議において、就業規則を周知する。

平成29年9月～ 対象職員が発生した場合は、法人本部より休暇の取得を促す。

目標2	子の看護のための休暇を活用する。
-----	------------------

(対策)

平成29年6月～ 職員会議において、子の看護のための休暇が育児休業に示されていることを周知する。

平成29年9月～ 時間単位の休暇取得も可能とする。

目標3	年次有給休暇取得日数を、一人当たり年間10日以上とする。 「マイバースデー休暇」「リフレッシュ休暇」の取得促進を図る。
-----	--

(対策)

平成29年6月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する。

平成29年7月～ 勤務表作成時に、希望する職員に対して毎月一人1日の年次有給休暇を組み入れる。

平成30年4月～ 定期的な情報把握と職員へ報告